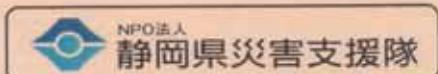




屏東縣義勇消防總隊



## 災害支援協定書



屏東縣義勇消防總隊

特定非営利活動法人静岡県災害支援隊  
屏東縣消防局義勇消防總隊

### 災害時における相互応援に関する協定書

特定非営利活動法人静岡県災害支援隊と屏東縣消防局義勇消防總隊(以下「双方」という。)は、屏東縣の水利事業に貢献された鳥居信平水利技師のご縁をきっかけに始まった静岡県と屏東縣の交流において、災害対応と防災支援について相互の理解と友好を深めるため、次の通り協定を締結する。

1. 双方は、いずれかの地に災害が発生し、これを支援する必要があると判断した場合には、これまでの友好関係に基づき可能な範囲で人的・物的な支援を行うものとする。
2. 双方は、災害発生を想定したハード・ソフトの情報交換を行い、災害発生時における支援連携強化を図るものとする。
3. 双方は交換訪問時に災害救助の種類を提供する機器の使用及び災害対応に関するハードとソフトを研究し、そして災害対策の処理能力を向上させる。

この協定書は、日本語及び台湾語で各2部を作成し、双方の代表者が署名した日から効力を発する。

2012年11月20日

特定非営利活動法人静岡県災害支援隊  
理事長

山本貴史

屏東縣消防局義勇消防總隊  
總隊長

林清海



屏東縣義勇消防總隊



NPO法人  
静岡県災害支援隊

屏東縣消防局義勇消防總隊 災害支援協定書  
特定非營利活動法人靜岡縣災害支援隊

屏東縣消防局義勇消防總隊和特定非營利活動法人靜岡縣災害支援隊（以下簡稱雙方）在水利技師「鳥居信平」的緣分之下，開始了屏東縣和靜岡縣的交流，為了互相理解救災援助和加強友好關係，特簽訂本災害支援協定。

1. 雙方在任何土地上發生災害，在判斷需要救援的情況下，以友好關係為基礎，在可能的範圍內給予人民和物資上的援助。
2. 雙方在災害發生的假想下，進行軟硬體的資訊交換，策劃在災害發生時強化支援協助。
3. 雙方在交流參訪時，應提供各類災害搶救技能、器材使用及災害應變相關之軟硬體措施互相觀摩，俾利提升雙方災害應變處理能力。

本協定書以中文和日文各製作兩份，自雙方代表簽名日起生效。

2012年11月20日

屏東縣消防局義勇消防總隊

總隊長

林清海

特定非營利活動法人靜岡縣

災害支援隊理事長

山本貴史